

『第3期古賀市障害者基本計画』 平成28年度進捗状況 [計画期間:平成27年度～平成32年度]

【基本理念】	住み慣れた地域で生きがいを持って生活していくために、障がいのある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を基本理念とし、前計画の「出会うことから始めよう」
【合い言葉】	出合いから 支えあい 分かちあい

基本方針	重点施策			平成28年度の取り組み(主な項目について)	今後の取り組み及び課題(主な項目について)
生活の支援 P22	生活の支援 P22	相談支援体制の充実	①障がい者やその家族等からの相談に応じ、そのニーズに対して関係機関と連携を図りながらチームで支援できる体制を作ります。 ・自立支援協議会や障害福祉サービス事業所等の関係機関による連携会議の充実 ・研修会、就労部会の開催	①・専門性のある古賀市障害者生活支援センター「咲」や地域活動支援センター「みどり」に相談支援業務を委託し、必要に応じて関係機関で集まり、相談ケースの対応を行った。(福祉課) 「咲」における相談件数1,812件/年。 「みどり」における相談件数1,209/件。【資料2】 ・2市1町(福津市・古賀市・新宮町)障害者地域支援ネットワーク協議会において、2市1町の福祉課職員と相談支援事業所からなる事務局会議(年12回)、築城特別支援学校の視察を行い、会の運営や課題を認識した。 また、協議会設置以降7年ぶりとなる代表者会議を開催し、協議会の目的や役割を再認識する機会を設けた。 3つの専門部会(相談支援部会・障がい児支援部会・就労部会)においては講演会を実施し、各事業所の質の向上・維持を図るとともに、ネットワークづくりに努めた。 古賀市障害福祉サービス事業者連携会議(年6回)では、各事業所紹介や事例報告、事業所見学会、法人後見事業の研修会を行った。(福祉課)	①・一人ひとりの障がい者の状況に応じて適切な支援が行えるよう、「咲」や「みどり」とともに、2市1町障害者地域支援ネットワーク協議会を運営し、地域の課題を広域の多分野で解決できるような地域づくりを行っていく。(福祉課)
	地域での支援 P22	サービスの充実と質の向上	①障がいの特性や障がい者の様々なニーズ及び実態に応じた障害福祉サービスの充実に努めます。 ・特性やニーズに応じた障害福祉サービス提供や必要な情報の周知 ②公的サービスをはじめ地域資源を活用し在宅生活を支えます。 ・障害福祉サービス事業者とボランティアや民生委員などの地域の支援者との情報交換 ③地域における居住支援の充実 ・障がいの重度化、重複化及び高齢化に対応するグループホームなどの整備促進に関する働きかけ ・住宅改修などに対する相談支援の充実	①・講座依頼があった古賀特別支援学校やこども発達ルーム、また福祉課窓口において、障害福祉ガイドブックや事業所のパンフレットを用いながら、障害福祉制度の概要や手続き方法等の情報提供を行った。(福祉課) ②・居宅介護サービスだけではなく、親戚やご近所の人の見守りや声かけなどインフォーマルな資源を活用し、情報交換を行うことで、障がい者の生活を支えるケースがあった。(福祉課) ③・共同生活援助(グループホーム)が、市内に新規で3ヶ所設立されたため、窓口において情報提供を行った。(福祉課) ・在宅障がい者の居宅生活動作が円滑にできるように、用具を設置する等の住宅改修を行う際に、その費用の一部を助成した。実績5件/年。(福祉課)	①・2市1町障害者地域支援ネットワーク会議などを活用し、古賀市近郊における障害福祉サービス事業所の最新情報の収集に努め、相談者へ情報提供ができるようにする。(福祉課) ②・ボランティア団体や民生委員会は、会員数の減や役割の負担増、また個人情報保護の観点など課題が多い。(福祉課) ③・障がい者が安心して地域で暮らせるよう、グループホームの開設情報や、住宅改修費の助成に関する情報を発信していく。(福祉課)
		サービス提供するための環境づくり	①様々なニーズに対応するため相談支援事業所と連携し、地域で障害福祉サービスが利用できるように、障害福祉サービス事業所の整備促進に関する働きかけを行います。 ・障害福祉サービス事業所の整備促進	①・古賀市障害福祉サービス事業者連携会議を年6回開催し、各々の事業所の活動や事例報告、情報提供を行った。(福祉課) ・地域生活移行支援事業として、利用者が使いやすくなるよう施設の改修工事を行った市内2ヶ所の障害福祉サービス事業所に対して、工事費の助成を行った。(福祉課)	①・引き続き、障害福祉サービス事業者連携会議を開催し、地域の情報や課題を共有するとともに、各事業所の質を向上・維持できるよう、「咲」とともに取り組んでいく。(福祉課)

『第3期古賀市障害者基本計画』 平成28年度進捗状況 [計画期間:平成27年度～平成32年度]

【基本理念】	住み慣れた地域で生きがいを持って生活していくために、障がいのある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を基本理念とし、前計画の「出会うことから始めよう」
【合い言葉】	出合いから 支えあい 分かちあい

基本方針	重点施策		平成28年度の取り組み(主な項目について)	今後の取り組み及び課題(主な項目について)
	障がい児支援の充実	①障がい児及び家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで療育支援等に関する情報提供や相談等の支援を行います。 ・相談支援や情報提供による療育支援の充実 ②関係法令に基づき、関係機関と連携し、指導や訓練の支援など発達段階に応じて、適切な障害福祉サービス等を提供します。 ・療育支援のための、サービス提供の基盤整備と支援体制の促進	①・随時の発達相談に加え、こども発達ルームに通っている年長児の保護者を対象に、「就学前勉強会」を3回開催し、小学校へ入学するまでの流れや、就学後の相談体制等について情報提供を行った。(子育て支援課) ・就学支援説明会を開催(年1回)し、教育的支援を必要とする児童の保護者に対し、通級、支援学級の内容や学校での支援体制の説明を行った。また、相談を希望する保護者に対し就学相談を開催した(年1回)。(学校教育課) ②・障害児通所支援事業所等、関係機関との連携を図り、対象児童の適切な療育事業につなげた。(子育て支援課) ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対してそれぞれの能力、適性に応じた教育が受けられるようにすることを目的に就学支援委員会を年6回開催した。教育・医学・心理等の専門家が発達検査や保護者及び児童生徒の意見聴取等の結果から、児童生徒の適切な就学に関する判断を行った。(学校教育課) ・就学前健康診断時において、保健師等の問診を通じて支援を希望する保護者・児童については校長面談へ案内し、学校での支援の相談を行った。(学校教育課) ・世帯の収入が生活保護基準の2.5倍以下の者に対し、保護者の経済的不安を軽減するため、特別支援教育就学奨励費や心身障害児通学費を支給した。(学校教育課)	①・就学後の支援情報は非常に重要であるため、年長児を中心に年少児や年中児の保護者に対しても積極的に情報提供を行っていく。(子育て支援課) ・こども発達ルームとの連携については今後も情報の共有を続け、途切れることのない支援を目指していく。(学校教育課) ②・引き続き対象児童の発達に応じて適切な療育ができるように、関係機関との連携を強化していく。 また、子育て世帯を応援する「子育て応援サポーター」の定例会において、発達障がいについての研修等を実施し、発達障がいに関する継続的な学びにつなげ、地域での支援体制も促進していきます。(子育て支援課) ・保育所、幼稚園、小中学校及び障害児通所支援事業所を含む関係機関とも情報を密に交換し、早期支援に繋がるよう連携していく。(学校教育課)
保健・医療の充実 P24	地域で生活していくための支援の充実	①医療機関、保健所等との連携を促進します。 ②精神障害者が地域で生活できる社会資源の活用に努めます。 ・グループホームの整備 ・地域活動支援センター「みどり」の活用 ・市障害者生活支援センター「咲」の活用	①・県精神保健福祉センターや粕屋保健福祉事務所での支援者向け研修会において、医療機関における事例報告を受けたり、他市町との情報交換を行った。(福祉課) ②・28年度末現在、市内での共同生活援助(グループホーム)開設場所は10ヶ所となり、障がい者の地域での生活を支援した。(福祉課) ・地域活動支援センターとして本市が委託する「みどり」において、障がい者や家族からの相談業務やイベントを企画し社会との交流促進を図るとともに、医療機関との連携が図られた。(福祉課) ・障害者生活支援センターとして本市が委託する「咲」では、障がい者やその関係者の身近な相談機関として、支援が行われた。(福祉課)	①②・県主催の研修会に参加し、専門的な知識を高めるとともに、引き続き、粕屋保健福祉事務所や相談支援事業所、医療機関と協議しながら、適切な支援を行っていく。(福祉課)

『第3期古賀市障害者基本計画』 平成28年度進捗状況 [計画期間:平成27年度～平成32年度]

【基本理念】	住み慣れた地域で生きがいを持って生活していくために、障がいのある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を基本理念とし、前計画の「出会うことから始めよう」
【合い言葉】	出会いから 支えあい 分かちあい

基本方針	重点施策		平成28年度の取り組み(主な項目について)	今後の取り組み及び課題(主な項目について)
	障がいの重度化、重複化予防	①適切な医療が受けられるよう地域医療体制の充実に努めます。 ②障がい者の高齢化への対応として介護予防講座や高齢者の地域支援におけるネットワークの活用を促進します。	①・粕屋医師会、粕屋北部消防署と連携し、休日及び夜間の救急医療体制を確保し、地域住民に対する救急医療知識の普及啓発を図った。(予防健診課) ・パンフレット「かかりつけ医をもちましよう」を作成、全戸配布し、普及啓発を行った。(予防健診課) ②・地域公民館等において高齢者の介護予防活動を支援する、介護予防サポーターの養成を行い、サポーターと共に、運動や音楽などを通して地域支援を行った。介護予防サポーター成28年度登録者213人。 また、平成27年度から始まった、口腔機能・肺機能・認知機能の維持向上をめざした鍵盤ハーモニカの介護予防活動が、市内15ヶ所で継続的に行われた。 平成28年度から、新たに地域リハビリテーション事業が始まり、リハ専門職が地域活動に関わり、講座や相談活動を行った。(介護支援課) ・高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、行政と多職種が連携し、高齢者を地域で支えていく仕組みづくりを目的に、医療、介護、福祉の関係者によるネットワーク「コスモスネット」を設立し、連携体制の推進に向けた検討(多職種向け研修)を行った。(介護支援課)	①・引き続き、在宅での生活、療養、介護を支える医療・介護・福祉の連携がさらに深められるよう、情報のネットワーク化を図る。また、粕屋医師会との連携のもと、「かかりつけ医」の普及に取り組む。(予防健診課) ②・平成28年度から介護予防・日常支援総合事業を開始し、住み慣れた地域で地域の人と関わり合いながら介護予防をめざす活動を地域活動サポートセンターゆいを拠点として、充実を図っていく。(介護支援課) ・多職種向け研修を通じて、高齢者の地域支援におけるネットワークを構築するとともに、医療と介護の連携に向けての課題を把握し、解決に向けた改善案を提言していく。(介護支援課)
	疾病の予防及び健康づくり	①各種健診(検診)の実施や地域、職域、学校などでの健康づくりを推進し、障がいの原因となる疾病の予防と早期発見に努めます。 ②妊婦教室や妊婦健診等の実施により、産まれる前からのリスクの軽減及びすこやかな発育、発達を支援します。 ③生活習慣病予防やこころの健康づくりに関する情報提供・啓発を行います。	①③・集団や個別医療機関で特定健診、がん検診等を実施し、健診結果から必要に応じ、医療機関への受診勧奨や保健指導を行った。(予防健診課) ・地域への出前講座、事業所での健康講話、学校での健康測定や健康学習の協力、ゲートキーパー研修等を通じ市民への健康づくりの推進を行った。(予防健診課) ・感染症予防のため、予防接種の啓発等を行った。(予防健診課) ②・妊婦教室、妊婦健診、乳幼児健診及び必要に応じてその後のフォローを行った。(予防健診課)	①③・特定健診、がん検診等の受診率を向上させるため、更なる啓発活動を行うとともに、環境整備を行っていく。(予防健診課) ・地域、職域、学校などと連携し、市民の健康づくりを引き続き実施する。(予防健診課) ・感染症予防のため、継続して予防接種の啓発を行う。(予防健診課) ②・妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援体制の更なる充実を図る。(予防健診課)

『第3期古賀市障害者基本計画』 平成28年度進捗状況 [計画期間:平成27年度～平成32年度]

【基本理念】	住み慣れた地域で生きがいを持って生活していくために、障がいのある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を基本理念とし、前計画の「出会うことから始めよう」
【合い言葉】	出会いから 支えあい 分かちあい

基本方針	重点施策		平成28年度の取り組み(主な項目について)	今後の取り組み及び課題(主な項目について)
		難病に関する相談支援	①難病患者へ相談支援に関する情報提供を行います。 ②医療機関、保健所、福岡県難病相談・支援センター等との連携を図ります。	①・県難病相談・支援センターや障害者就業・生活支援センター「ちどり」、粕屋保健福祉事務所等の関係機関と連絡を取り合い、難病患者への相談支援を行っていく。(福祉課) ②・「粕屋地域難病対策地域協議会」を活用し、関係機関と連携を密にしていく。(福祉課)
社会参加の支援 P26	教育、文化芸術活動・スポーツの充実 P26	インクルーシブ教育システムの構築	①障がいのある子どもの支援体制の整備を図り、関係機関との連携を充実させます。 ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援の充実 ・療育支援に関わる関係機関相互の連携の充実(特に就学前から就学後への一体的な療育支援体制の充実)	①・要保護児童対策地域協議会の療育部会を年3回開催し、特別支援学校在籍児童やその他療育を要する児童について、関係機関で情報を共有し、対象児童の適切な支援につなげた。(子育て支援課) ・就学支援委員会を年6回開催し、教育・医学・心理等の専門家が発達検査や保護者及び児童生徒の意見聴取等の結果から、児童生徒の適切な就学に関する判断を行った。(学校教育課) ・教育的支援を有する児童生徒の合理的配慮について、学校と連携を行った。学校での支援を進めるため、ソフト面では市主催の研修や特別支援教育支援員、ひまわり教室等人的配置を行い、ハード面では支援学級の教室整備等を行った。(学校教育課)
		文化芸術活動、スポーツ等の振興	①障がい者が活躍できる、文化芸術の学びの場を提供します。 ・文化行事への参加機会の提供(文化祭、童謡まつり、健康福祉まつり等) ②障がい者スポーツの普及・拡充をめざした取り組みを行います。 ・障がい者へのスポーツ機会の提供(体験会の開催、施設の開放等) ・競技スポーツの支援としてパラリンピック等のトップアスリート育成に向けた国及び県との連携 ③行事、イベント等を行う関係機関からの情報収集及び周知を行います。	①・リーパスプラザこが等において、文化芸術の事業として、童謡まつりや文化祭、芸術祭、サロンコンサートなど開催し、出演及び鑑賞の機会の提供を行った。(文化課) ②・障がいのある方も気軽に組みあえるスポーツ等を紹介・体験する「レクリエーションスポーツ体験会」をスポーツ推進委員主催で、平成29年3月11日に実施し、約40名が参加した。(生涯学習推進課) ・クロスパルこがにおいて、障がい者団体へプールの貸し出しを行い、リハビリや療育に活用してもらった。(生涯学習推進課) ③・行事予定表や広報こがにおいて、文化芸術の事業を掲載し、公共機関を中心に積極的にポスター掲示を行った。(文化課) ・スポーツ推進委員が実施する「レクリエーションスポーツ体験会」を行事予定表に掲載するとともに、区長会での周知、チラシの各戸回覧、福祉会への周知を行った。(生涯学習推進課)

『第3期古賀市障害者基本計画』 平成28年度進捗状況 [計画期間:平成27年度～平成32年度]

【基本理念】	住み慣れた地域で生きがいを持って生活していくために、障がいのある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を基本理念とし、前計画の「出会うことから始めよう」
【合い言葉】	出合いから 支えあい 分かちあい

基本方針	重点施策		平成28年度の取り組み(主な項目について)	今後の取り組み及び課題(主な項目について)
障がい者の就労支援 P28	障害者雇用の促進	① 障害者雇用への不安を解消し、その理解促進を図るため、企業に対してアプローチします。 ・商工会や工業団地など市内企業へ障害者就業・生活支援センター「ちどり」や就労支援事業所と訪問 ・障がい者の受け入れマニュアル等の資料の配布 ② 障がい者の職場体験を推進し、体験を通して双方の不安解消を図ります。 ・市内企業と協力し、障がい者の職場体験の場の確保 ・受け入れ可能な企業と職場体験を希望する障がい者をマッチングして体験を円滑に行う流れのシステム化	①・古賀市障害福祉サービス事業者連携会議における就労部会で、企業や公共施設に対し職場体験受け入れの依頼を行い、年77件の職場体験が実施された。(福祉課) ②・受け入れ可能な事業所には、「情報シート」を提出してもらい、実習可能な時期や時間、職場環境や業務内容を記載してもらうことで、職場体験を検討している障がい者の希望と整合性を図った。(福祉課)	①②・引き続き、就労部会で、企業や公共施設に対し職場体験の受け入れの依頼を行ったり、1日職業体験ツアーを企画し、障害者雇用の促進を図る。(福祉課)
	総合的な就労支援	① 地域の関係機関が密接に連携して、職場体験の推進や雇用前から雇用後の定着支援まで一貫した支援を行います。 ・市無料職業紹介所と障害者就業・生活支援センター「ちどり」との連携 ・障がい者の就労支援のための関係機関からなる就労部会の開催 ② 就労に対する情報を提供し、就労意欲や関心の向上につながるように支援します。 ・障がい者本人や家族、支援者に対する就労支援セミナー等の開催 ・具体的なイメージができる資料等による就労に関する情報提供の充実	①・古賀市無料職業紹介所で月1回開催される就労会議で保健福祉部との連携を図り市民の雇用拡大に努めた。(商工政策課) ・市無料職業紹介所と障害者就業・生活支援センター「ちどり」においては、相談者を案内する際には、連絡を取り合うよう徹底した。(福祉課) ・就労部会を年12回開催し、就労促進を図った結果、職場体験者延べ77名、就職者13名の実績となった。(福祉課) ②・就労部会で企画した就労支援セミナーを年2回実施し、障がい者を対象にした模擬合同面接会を行ったり、事業所等の支援員を対象に他事業所の支援員が就労支援の実情を講話を行ったりし、障害者の就労や社会参加につながるよう、支援者のスキルアップも目指した。(福祉課) ・就労部会で企画した1日職業体験ツアーを年1回開催し、B型事業所や店舗のバックヤードを見学し、そこで働く障がい者から直接話を聴く機会を提供した。(福祉課)	①・引き続き、古賀市無料職業紹介所で毎月1回開催される就労会議で保健福祉部との連携強化を図る。(商工政策課) ・市内企業訪問を実施し、企業における障害者雇用の実態把握に取り組み、更なる雇用機会の拡大に繋げる。(商工政策課) ・古賀市無料職業紹介所と障害者就業・生活支援センター「ちどり」とで情報の共有を図る。(福祉課) ②・引き続き、就労部会で就労支援セミナーや1日職業体験ツアーを企画し、就労意欲の向上につながるよう取り組む。(福祉課)

『第3期古賀市障害者基本計画』 平成28年度進捗状況 [計画期間:平成27年度～平成32年度]

【基本理念】	住み慣れた地域で生きがいを持って生活していくために、障がいのある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を基本理念とし、前計画の「出会うことから始めよう」
【合い言葉】	出合いから 支えあい 分かちあい

基本方針	重点施策		平成28年度の取り組み(主な項目について)	今後の取り組み及び課題(主な項目について)
		福祉的就労の充実と経済的自立の支援	①・28年度末現在、市内での就労継続支援A型事業所は3ヶ所、就労継続支援B型事業所が5ヶ所となり福祉的就労の場の確保につながった。(福祉課) ・公共施設でのまごころ製品の販売を通じ、販売訓練の場を提供した。(福祉課) ・市の公募型補助金により、障がい者が農業従事者とともにさとうきびの生産や加工品の製造等を体験する機会を提供した。(福祉課) ・事業所間における紹介などにより、まごころ製品の発注依頼を受けることができた。(福祉課)	・市内における障害者就労施設等優先調達の28年度実績確定後、29年度の「古賀市障害者就労施設等優先調達方針」を作成し、過年度の実績額と同程度(約4,300万円)の調達実績を目標とする予定である。(福祉課) ・引き続き、公共施設で販売の場を提供し、販売訓練の機会を確保する。また、就労部会において売り方のノウハウを専門家から助言をもらい、収益の向上を目指す。(福祉課) ・農地の賃貸や管理は安易ではないため、農作業を活動内容とする複数の就労継続支援事業所が市内や近郊にあることから、本事業所を活用し農業経験の場を提供する。(福祉課) ・就労部会において事業所間の情報共有に努め、業務依頼があった際に情報提供ができるよう、同業種のみならず多業種間での連携を図っていく。(福祉課)
安全・安心な環境づくり P29	環境づくり P29	「住まいの場」の充実	①家庭環境や住宅事情などの理由で自立した生活が困難な人に対して、地域での自立生活を支援するため、「住まいの場」の確保などへの支援に取り組みます。 ・グループホームなどの整備促進に関する働きかけ	①・28年度末現在、市内での共同生活援助(グループホーム)開設場所は10ヶ所となり、地域において自立に向けた生活の場の確保につながった。(福祉課)
		障がい者に配慮したまちづくり	①「福岡県福祉のまちづくり条例」等に基づき、障がい者等に配慮したまちづくりを推進します。 ・公共施設や道路の環境整備について、引き続き関係機関や関係部署との連携 ②心のバリアフリーについても、障がい者の自立と社会参加を促進するため、関係部署と連携を取りながら、周囲の理解や関心を高めることができるような取り組みを行ないます。 ・障がいについての理解や啓発 ・障がい者用駐車場の利用や点字ブロックの意味などの啓発	①・栗原・水上線において視覚障害者誘導ブロックを226m設置した。また、西鉄跡地整備計画事業において視覚障害者誘導ブロックを810.4m設置した。(建設課) ②・障害者差別解消法が28年4月に施行されたことに伴い、法律の概要について広報やホームページを活用し市民に対する啓発を行うとともに、職員に対応する人権研修を行い、法律の内容や障がい者に対する対応について周知を図った。(福祉課) ①・道路の新設や改良時には、関係法・県条例・市施策等に基づき、障がい者等に配慮した整備を行う。(建設課) ②・今後も広報やホームページを利用し障がいについての理解が深まるよう啓発を行うとともに、職員に対する研修を実施していく。(福祉課)

『第3期古賀市障害者基本計画』 平成28年度進捗状況 [計画期間:平成27年度～平成32年度]

【基本理念】	住み慣れた地域で生きがいを持って生活していくために、障がいのある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を基本理念とし、前計画の「出会うことから始めよう」
【合い言葉】	出会いから 支えあい 分かちあい

基本方針	重点施策			平成28年度の取り組み(主な項目について)	今後の取り組み及び課題(主な項目について)
情報提供体制の充実 P30	情報提供の充実	①制度に関する情報や生活上の情報等を継続的に周知します。 ・広報こがのコーナー「咲からの風」の充実 ②地域や関係団体などと連携し、情報提供を充実させます。 ・地域や関係団体などと連携 ・「まちづくり出前講座」の実施	①・広報こがの「咲からの風」コーナーに年5回情報を発信した。(福祉課)【資料3】 4月号:障害者差別解消法の施行について 8月号:「ヘルプカード」の紹介 9月号:古賀市障害者生活支援センター「咲」の紹介 12月号:就労促進事業の紹介 2月号:新規障害福祉サービス事業所の紹介 ②・古賀特別支援学校の教職員、こども発達ルームに通う保護者、看護大学の実習生を対象に、障害福祉制度に関する講座や研修会を行った。(福祉課)	①・今後も広報こが「咲からの風」コーナーを継続し、情報発信を行っていく。(福祉課) ②・障がい者団体やボランティア団体を通じて障害福祉ガイドブックを配付したり、「まちづくり出前講座」を利用し、情報提供を行っていく。(福祉課)	
	意思疎通支援の充実	①聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため意思疎通が困難な人に対して、手話通訳者などの派遣を行うことにより、コミュニケーションが適切に行えるよう支援に取り組みます。 ・手話通訳者、要約筆者等の派遣 ②手話奉仕員の養成研修等の実施により、人材の育成・確保を図りコミュニケーション支援の充実に努めます。 ・手話奉仕員の養成研修等の実施	①・県聴覚障害者協会に委託した意思疎通支援事業において、手話通訳者の技術向上のため研修支援を行った。(福祉課) ②糟屋地区1市7町で行った平成28年度糟屋地区手話奉仕員養成研修事業において、古賀市からは1名が参加し、手話で日常会話を行うに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した。(福祉課)	①引き続き、意思疎通支援事業を実施し、意思疎通が困難な人や手話通訳者などの派遣を行い、コミュニケーションが適切に行えるよう取り組む。(福祉課) ②引き続き、糟屋地区手話奉仕員養成研修事業を実施し、手話奉仕員の養成に努める。(福祉課)	
安全・安心の充実 P31	防災・防犯体制の充実	①関係部署と連携しながら、災害時要援護者避難支援プランに基づき、障がいのある人への防災意識の向上を図り災害時の支援体制の充実に取り組みます。 ・自力で避難することが困難な障がい者に対して、要援護者情報の登録を推進するなどの支援体制の充実 ・災害時に安否確認等の支援ができるような日常的な連携の充実 ②行政や警察などの関係機関と地域や障がい者団体、障害福祉サービス事業所等との連携の促進により犯罪被害の防止に努めていきます。	①・地域において災害時における情報伝達や避難誘導等の支援が受けられるよう、自主防災組織等に避難行動要支援者の情報を提供することの同意の意思確認を新たな手帳取得者に対して窓口で行った。(福祉課) ・避難行動要支援者情報提供における個人情報保護の協定を締結し、情報を提供するとともに、要支援者各々の状況に応じた避難支援方法を定めた「個別計画書」の支援者貼付を自主防災組織に働きかけた。(福祉課) ②・ニセ電話詐欺被害防止のチラシを区内回覧するなど、犯罪被害の防止に努めた。また、県において障害福祉サービス事業所を対象に警察による防犯に関する研修会が行われた。(福祉課) ・犯罪被害防止のポスターの掲示を行うとともに、粕屋警察署とJR古賀駅などで街頭啓発を行い、犯罪被害の防止に努めた。(総務課)	①・新たな手帳取得者に対して、避難行動要支援者避難支援事業の情報の提供を徹底するとともに、避難行動要支援者台帳掲載の同意取得・個別計画策定の同意取得をより進めていくため、他課や係間の連携を強化する。(福祉課) ・確認が取れない方(民生委員による避難行動要支援者調査で未回収の方)への対応を検討する。(福祉課) ②・今後も警察と協力し、市民全体へ犯罪被害防止の啓発を行うとともに、障がい者団体や障害福祉サービス事業諸に対する研修会の実施など検討する必要がある。(総務課)	

『第3期古賀市障害者基本計画』 平成28年度進捗状況 [計画期間:平成27年度～平成32年度]

【基本理念】	住み慣れた地域で生きがいを持って生活していくために、障がいのある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を基本理念とし、前計画の「出会うことから始めよう」
【合い言葉】	出合いから 支えあい 分かちあい

基本方針	重点施策			平成28年度の取り組み(主な項目について)	今後の取り組み及び課題(主な項目について)
		消費者トラブルの防止	① 障がい者が犯罪や悪徳商法などの消費者トラブルに巻き込まれないよう古賀市消費生活センターなどの関係機関との連携を促進し、防止に努めます。	①・古賀市消費生活センターにおいて、犯罪や悪徳商法などの消費者トラブルに巻き込まれないよう、高齢者・障がい者も対象に含めた地域での出前講座(年4回)を実施するとともに、市の広報やホームページ等を通じて普及啓発を行った。(商工政策課)	①・引き続き、古賀市消費生活センターにおいて、未然に消費者トラブルを防止できるよう、地域での出前講座する等、普及啓発に努める(商工政策課)
啓発・交流活動の推進 P32	正しい理解の促進 P32	差別解消の推進	① 障がいを理由とする差別の解消のため、市民に対する正しい理解の普及を図ります。 ・広報こがにおける啓発記事の掲載 ・人権に関する学習や人権尊重週間における取り組み等での啓発の充実 ・関係機関と連携し、精神障害に関する講演会等啓発活動の推進	①・障害者差別解消法が28年4月に施行されたことに伴い、法律の概要について広報やホームページを活用し市民に対する啓発を行った。(福祉課) ・古賀市人権尊重推進委員会第3部会では、人権啓発冊子としてそれぞれの人権課題をテーマに「人権カレンダー」作成し、障害者差別解消法に関し記載し、啓発を行った。(人権センター) ・古賀市社会「同和」教育推進協議会地区推進部会による校区啓発研修会において、1校区で「障がい者の人権」をテーマに視覚障害についての啓発教材を活用し研修会を実施した。また、同協議会事業である年6回の「みんなの人権セミナー」において、9月の第2回セミナーでは「私の歩んだ道」と題し、視覚障がい者が生活をするうえで本当に困っていることや、手伝ってほしいことなど、実態について学ぶことができた。(人権センター) ・出前講座において、「視覚障害」や「発達障害」をテーマとした啓発教材を活用し、当事者の思いや悩みを理解することで、「自分にできることは何か」など、参加者全員で考える講座を実施した。(人権センター)	①・今後も広報やホームページを利用し障がいについての理解が深まるよう啓発を行うとともに、職員に対する研修を実施していく。(福祉課) ・市民を対象とした研修会・講演会等において、人権課題である「障がい者の人権」をテーマに人権教育・啓発を推進し、市民の人権意識の高揚を図り、差別のない「いのち輝くまちづくり」の実現に取り組む。(人権センター)
		権利擁護の推進	①成年後見制度などの普及啓発に努め、制度の利用促進に努めます。 ・相談支援での情報提供、広報等による周知 ・市社会福祉協議会等と連携し、安心生活サポート事業(日常生活自立支援事業)や成年後見制度の普及啓発 ② 障害者虐待防止法に基づき、障がい者の虐待防止に努めます。 ・関係機関と連携し、障がい者の虐待防止の研修会実施	①・古賀市障害福祉サービス事業者連携会議において、社会福祉協議会より法人後見事業について講演してもらい、成年後見制度の周知を図った。また、福岡県社会福祉士会から講師を招き、行政職員対象に「遺言と相続」に関する研修会を開催した。(福祉課) ・古賀市社会福祉協議会において「あんしん生活相談(高齢者障がい者のための弁護士相談)」を年2回開催した。(福祉課) ②24時間365日体制の障害者虐待防止センターを「咲」に委託し、相談等があった場合には、関係機関が迅速に集まり対応した。(福祉課)	①包括支援センターや古賀市社会福祉協議会と連携し、制度の周知に努める。(福祉課) ②広報等により障害者虐待防止法の啓発活動を行うとともに、相談等があった場合には、咲や計画相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、迅速かつ適切な対応を行っていく。(福祉課)

『第3期古賀市障害者基本計画』 平成28年度進捗状況 [計画期間:平成27年度～平成32年度]

【基本理念】	住み慣れた地域で生きがいを持って生活していくために、障がいのある人もない人も誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を基本理念とし、前計画の「出会うことから始めよう」
【合い言葉】	出合いから 支えあい 分かちあい

基本方針	重点施策		平成28年度の取り組み(主な項目について)	今後の取り組み及び課題(主な項目について)
障がい者への配慮 P33	行政機関等における配慮	① 行政機関での手続き等において障がい者への配慮、理解に努めます。 ② 選挙において障がい者の配慮に引き続き努めます。 ・移動の困難な障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化や障がい者の利用に配慮した投票設備の設置 ・障がい者が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう適切な取り組みの実施	① 一人ひとりの障がい者の状況に応じて柔軟に対応するよう、市の人権研修会で、全職員に対し周知を図った。(福祉課) ② 7月に行われた参議院議員選挙において、バリアフリー施設であるサンリブ古賀を期日前投票所として増設し、障がい者や高齢者への配慮を行った。(総務課)	① 本市における「障害差別解消法の推進に関する職員対応規程」に基づき、職員が適切に対応し、理解を深めることができるよう、引き続き周知を行っていく。(福祉課) ② 投票所の増設を考える際は、バリアフリー施設の選定を行っていく。(総務課)
	交流活動の充実 P34	① 障がい者団体やボランティア団体の活動を周知し、また関係機関と連携しながら様々な事業と共働することで、交流の輪が広がるよう取り組みます。 ・健康福祉まつり等への参加により交流活動を促進 ・障がい者団体やボランティア団体などの活動の周知	①・「いのち輝くまち☆こが2016」(12/4)の講演会において、「障がい者週間」の啓発として、なのみ工芸で製作された「さをり織り」のキーホルダーを、800名に配布した。(人権センター) ・「第30回健康福祉まつり」において、ボランティア団体や医療機関等が体験コーナーや活動紹介・作品展示を行ったり、障害福祉サービス事業所や飲食店による物品販売、又、ボランティア団体や保育園児によるステージ発表を催し、各種団体や来場者との交流に繋がった。(福祉課) ・市において毎年作成している「障害福祉ガイドブック」の中で、障がい者団体やボランティア団体の紹介を行った。(福祉課)	①・健康福祉まつりでの販売活動やステージ出演を楽しみにする団体も多く、引き続き交流の場となるような健康福祉まつりの企画運営を行う。(福祉課) ・今後も「障害福祉ガイドブック」にて障がい者団体やボランティア団体の紹介を行い、活動の周知を図っていく。(福祉課)
	出合いの場の支援	① 交流の場の少ない障がい者やその家族の出合いのきっかけをつくり、交流を支援します。 ・本人や家族の悩みに関するテーマの勉強会や交流会の開催 ・市障害者生活支援センター「咲」の多目的スペースの活用促進	①・こども発達ルームにおいて、保護者がリラックスでき一緒に学び合える場を提供するとともに、保護者同士のつながりを深めるために、「ひなたぼっこの会」やNP(Nobody's Perfect)事業を実施した。(子育て支援課) ・当事者や家族が相談員となるピアカウンセリングにおいて年47件の相談支援を「咲」にて行い、出合いのきっかけづくりとなった。また、「咲」の多目的スペースを、ボランティア団体や地域の方が延べ329名が利用され、交流の場が提供できた。(福祉課) ・地域活動支援センター「みどり」内にある憩いの広場「ひろば」を延べ1,044名が利用され、スタッフや他の利用者との活動を通し交流が図られた。(福祉課) ・心の病をもつ方の家族を対象とした勉強会「家族塾」を地域活動支援センター「みどり」が主催し、講演会を通して家族同士の情報交換等の交流が図られた。(福祉課) ・身体障がい者福祉協会や障がい児・者親の会において、県や糟屋地区のスポーツ大会や文化祭へ参加したり、バスハイクや相談会を催したりし、会員同士や会員以外の人との交流が図られた。(福祉課)	①・引き続き、保護者同士がつながりあい、交流できるような事業を実施していく。(子育て支援課) ・古賀市障害者生活支援センター「咲」や地域活動支援センター「みどり」の紹介や、各団体での交流会や相談会などを広く周知し、出合いのきっかけづくりに努める。(福祉課)